

WEB出席者
・西野委員

中央建設業審議会総会 配席図

令和5年10月3日(火)
14:00~16:00
於:TKP新橋カンファレンスセンター
ホール12E

随行席

宮本委員 ○ 土志田委員 ○ 染谷委員 ○ 佐藤委員 ○ 小山委員 ○ 小倉委員 ○ 岩田委員 ○ 大久保会長 ○ 池田委員 ○ 奥村委員 ○ 押味委員 ○ 楠委員 ○ 鈴木委員 ○ 谷澤委員 ○ 堀田委員 ○ 渡邊委員 ○

傍
聴
席

○伊藤建設業適正取引推進室長
○荒木公共工事契約指導室長
○竹林建設技術調整室長
○橋本技術調査課長
○楠田官房審議官
○林大臣官房技術審議官
○塩見不動産・建設経済局長
○蒔苗官房審議官
○岩下建設業課長
○宮沢建設市場整備課長
○横尾建設業技術企画室長
○(沖本入札制度企画指導室長) 司 会
○御手洗建設業政策企画官

随行席

出入口

中央建設業審議会委員名簿

令和5年10月3日現在

池田 綾子	弁護士
岩田 正吾	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
◎ 大久保 哲夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会長
奥村 太加典	一般社団法人全国建設業協会会長
小倉 範之	全国建設労働組合総連合書記次長
押味 至一	一般社団法人日本建設業連合会副会長
小山 宏	東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員建設工事部担当大規模切換工事担当
楠 茂樹	上智大学法学部教授
佐藤 育子	東京電力パワーグリッド株式会社常務執行役員設備計画担当
鈴木 真紀江	公認会計士
染谷 絹代	島田市長
谷澤 淳一	三菱地所株式会社顧問 株式会社三菱地所設計代表取締役社長
土志田 領司	一般社団法人全国中小建設業協会会長
西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授
丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
宮本 洋一	一般社団法人日本建設業連合会会長
山口 博	一般社団法人日本電設工業協会会長
吉村 美栄子	山形県知事
渡邊 美樹	独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長

◎：会長

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会議事細則

(趣旨)

第1条 中央建設業審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、建設業法及び建設業法施行令に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の総数の四分の一以上の者から審議会に付議すべき事案を示して招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を定めて開会の日前二日までにこれを委員及び当該議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(委員等の除斥)

第3条 委員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会の議事に加わるることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

- 一 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が審議事項の当事者又は当事者である法人の役員であるとき。
- 二 委員等が審議事項の当事者の参考人として出頭を求められているとき。
- 三 委員等が審議事項の当事者の代理人（法定代理人を含む。）又は保証人であるとき。

(書面による議事)

第4条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第5条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会長の職務代理者)

第7条 会長又は会長の職務を代理するためあらかじめ選ばれた者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(議事録)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には会長及び会議において定められた二人以上の委員が署名しなければならない。

(議事の公開)

第9条 会議及び議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、会長が特段の理由があると認めるときは、会議又は議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第10条 審議会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第9条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

(関 連 条 文)

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（経営事項審査）

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2～4 （略）

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

（中央建設業審議会の組織）

第三十五条 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。

（準用規定）

第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

(委員の任期等)

第二十五条の三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(専門委員)

第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 第二十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

(中央建設業審議会の会長)

第三十八条 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、中央建設業審議会の所掌事務その他中央建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）
（抄）

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6・7 （略）

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（中央建設業審議会の議事）

第二十九条 中央建設業審議会は、委員の総数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議決をすることができない。
- 3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

（中央建設業審議会の所掌事務）

第四十八条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。